

## 延滞金の計算方法

延滞金は納期限の翌日から計算します。

(端数計算)

一つの納期(期月)ごとに計算します。

- ・税額または納入金額の全額が2,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・税額または納入金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- ・延滞金の算出後、その額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・延滞金の算出後、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(計算式)

1か月経過する日までの期間の延滞金(A) =

$$\text{税額または納入金額 (1,000円未満切り捨て)} \times (\text{ア}) \times \text{a} \div 365$$

1か月経過後完納日までの期間の延滞金(B) =

$$\text{税額または納入金額 (1,000円未満切り捨て)} \times (\text{イ}) \times (\text{b} - \text{a}) \div 365$$

(A) + (B) = 延滞金計 (1,000円未満のときは全額切り捨て、1,000円以上のときは100円未満切り捨て)

※(ア)・・・納期限の翌日から1ヶ月以内の延滞金割合

※(イ)・・・納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降の延滞金割合

※a・・・納期限の翌日から1か月間の日数

※b・・・納期限の翌日から完納日までの日数

### ○納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

**年7.3%** ※ただし次の期間は割合が変更となります。

●令和3年1月1日以降

延滞金特例基準割合に1%を加算した割合

●平成26年1月1日から令和2年12月31日まで

特例基準割合に1%を加算した割合

●平成12年1月1日から平成25年12月31日まで

各年の前々年の11月30日現在の商業手当の基準割引率に年4%を加算した割合

### ○納期限の翌日から1か月を経過した日から納付した日までの期間

**年14.6%** ※ただし次の期間は割合が変更となります。

●令和3年1月1日以降

延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合

●平成26年1月1日から令和2年12月31日まで

特例基準割合に7.3%を加算した割合

## 延滞金の割合の推移

期間	基準割合	延滞金の割合	
		(ア)	(イ)
平成12年1月1日 ~ 平成13年12月31日	4.5%	4.5%	14.6%
平成14年1月1日 ~ 平成18年12月31日	4.1%	4.1%	14.6%
平成19年1月1日 ~ 平成19年12月31日	4.4%	4.4%	14.6%
平成20年1月1日 ~ 平成20年12月31日	4.7%	4.7%	14.6%
平成21年1月1日 ~ 平成21年12月31日	4.5%	4.5%	14.6%
平成22年1月1日 ~ 平成25年12月31日	4.3%	4.3%	14.6%
平成26年1月1日 ~ 平成26年12月31日	1.9%	2.9%	9.2%
平成27年1月1日 ~ 平成28年12月31日	1.8%	2.8%	9.1%
平成29年1月1日 ~ 平成29年12月31日	1.7%	2.7%	9.0%
平成30年1月1日 ~ 令和 2年12月31日	1.6%	2.6%	8.9%
令和 3年1月1日 ~ 令和 3年12月31日	1.5%	2.5%	8.8%
令和 4年1月1日 ~ 令和 6年12月31日	1.4%	2.4%	8.7%

※延滞金特例基準割合：財務大臣が告示する平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの国内銀行の新規短期貸出約定平均金利）に年1%を加算した割合

※還付加算金特例基準割合：財務大臣が告示する割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの国内銀行の新規短期貸出約定平均金利）に年1%を加算した割合